

第3期滋賀県スポーツ推進計画の策定について

1 計画策定の趣旨

県では現在、平成30年3月に策定した「第2期滋賀県スポーツ推進計画」に基づき、豊かで潤いのある生活や活力ある地域社会の実現に寄与すべく、スポーツの推進に取り組んできたところであるが、現行計画は令和4年度で計画期間の終期を迎えることから、近年のスポーツを取り巻く環境の変化等を踏まえ、次期計画である「第3期滋賀県スポーツ推進計画」を策定する。

2 計画の位置付け

滋賀県スポーツ推進条例第8条に基づき、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもの。

3 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

4 策定スケジュール(予定)

- 令和4年5～6月 滋賀県スポーツ推進審議会(骨子案)
- 令和4年8月 常任委員会(骨子案)
- 令和4年8～9月 滋賀県スポーツ推進審議会(素案)
- 令和4年10月 常任委員会(素案)
- 令和4年10～11月 県民政策コメント・市町等意見照会
- 令和4年12月 常任委員会(県民政策コメント結果)
- 令和4年12月～
令和5年1月 滋賀県スポーツ推進審議会(答申案)
審議会会長から知事へ答申
- 令和5年3月 常任委員会(原案)

(参考) 滋賀県スポーツ推進審議会への諮問(R3.11)の概要

- ・ 県では、「滋賀県スポーツ推進条例」(平成27年制定)や、「第2期滋賀県スポーツ推進計画」(平成30年策定)に基づき、スポーツの推進のための施策を展開している。
- ・ こうした中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、スポーツを「する」「みる」「支える」全ての場面で制限を受けており、県民の誰もが安心してスポーツを楽しむことができるよう、施策を効果的に展開していくことが求められている。
- ・ また、県民のスポーツ実施率の伸び悩みや、少子化等による運動部活動の課題など、本県を取り巻く様々な状況に対応していく必要がある。
- ・ さらに、本県で開催される国スポ・障スポ大会等のレガシーを地域振興に結び付けていくことも重要である。
- ・ 県の現行計画等を踏まえ、「第3期滋賀県スポーツ推進計画」を策定するに当たり、今後のスポーツ施策に係る基本的方針や諸方策について意見を求めたい。